

1) 平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度（経過措置）

平成26年度税制改正による税率の改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告額について、以下の経過措置が設けられています。

【経過措置の内容】

区 分		通常 年度	平成26年10月1日以後に 開始する最初の事業年度
法人県民税法人税割	前事業年度の県民税法人税割額 (A)	※	3.8/12 ※
法人事業税	前事業年度の法人事業税額 (B)	6/12	7.5/12 ※
地方法人特別税	前事業年度の地方法人特別税額 (C)		4/12 ※

※前事業年度が1年に満たない場合は、表中「12」とあるのは「前事業年度の月数」となります。

【具体的な計算方法】 ※前事業年度の月数が12の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{法人県民税法人税割} \dots\dots (A) \times 3.8 \div 12 \\
 & \text{法人事業税} \dots\dots\dots (B) \div 12 \times 7.5 \\
 & \text{地方法人特別税} \dots\dots\dots (C) \div 12 \times 4
 \end{aligned}
 \left. \vphantom{\begin{aligned} & \text{法人県民税法人税割} \dots\dots (A) \times 3.8 \div 12 \\ & \text{法人事業税} \dots\dots\dots (B) \div 12 \times 7.5 \\ & \text{地方法人特別税} \dots\dots\dots (C) \div 12 \times 4 \end{aligned}} \right\} \text{(百円未満の端数切り捨て)}$$

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は道府県民税の事業税の予定申告書

事業 税		道 府 県 民 税	
前事業年度の事業税額 (38) の金額	17	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (15) の金額	1
所得割額 (39) $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	18	予定申告税額 (1) $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	2
付加価値割額 (40) $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	19	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	3
資本割額 (41) $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	20	この申告により納付すべき法人税割額 (2) - (3)	4
取入割額 (42) $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	21	均 等	5
前事業年度の地方法人特別税額 (43)	22		
地方法人特別税額 (22) $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	23		
予定申告税額 (18) + (19) + (20) + (21) + (23)	24		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	25		
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 (24) - (25)	26		

※予定申告書（第7号様式）には「6」と表示されていますが、上記の経過措置に係る申告をされる場合は、それぞれ以下のとおり読み替えて計算していただきますようお願いいたします。

- ・法人県民税（欄②） 「3.8」（地方税法施行令（平成26年3月31日政令第132号）附則第2条第5項）
- ・法人事業税（欄⑱～㉑） 「7.5」（地方税法（平成26年3月31日法律第4号）附則第5条第3項）
- ・地方法人特別税（欄㉓） 「4.0」（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成26年3月31日法律第4号）附則第19条第2項）

2) 平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度（経過措置）

「資本金等の額」に係る平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、以下の経過措置が設けられています。

※平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告では、法人県民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の「資本金等の額」（法人税法第2条第16号又は同条第17号の2に規定）を記入し、均等割の算定をしてください。

(予定申告書（第7号様式）の資本金等の額の欄)

前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆	十億	百万	千	円
前期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額					

道府県民税の事業税の予定申告書
地方法人特別税

【参考】改正後の「資本金等の額」の算定では、無償増減資の加減算調整や資本金・資本準備金の合算額との比較が必要です。